

2025年2月28日

郡山市教育委員会

教育総務部 総務課

課長 渡辺 啓一

TEL：924-2428

P T Aからの寄附物品等受入に係る実績調査の結果と 今後の対応について

令和6(2024)年10月25日開催の月例市長記者会見でお知らせのとおり、過去5か年度において、市財産規則の規定に基づいたP T Aから学校への寄附採納の実績がない状況を踏まえ、全市立小中、義務教育学校を対象に、以下の概要により、P T Aからの寄附物品等受入に係る実績調査を実施しました。

この調査結果及び今後の対応等については、以下のとおりとなります。

◆調査の概要

1. 調査目的 学校におけるP T Aからの寄附物品等受入の実態を把握し、寄附採納手続きの順守及び適正な財産管理事務の確保等を目的として当該調査を実施。
2. 調査対象 全市立小学校、中学校及び義務教育学校 全76校
3. 調査実施期間 令和6(2024)年11月29日(金)～令和7(2025)年1月24日(金)
4. 調査対象となる寄附物品等の受入
 - (1) 受入期間 平成31(2019)年4月1日から令和6(2024)年9月3日まで(約5年5か月間)
 - (2) 受入相手方 各校のP T A
 - (3) 寄附内容 学校管理(運営)又は授業での使用を目的とした寄附物品等

◆調査結果の概要

1. 物品受入実績有りの学校割合

小学校	49校中	32校
中学校	25校中	16校
義務教育学校	2校中	1校
全体	76校中	49校

※受入実績有りの学校割合 64.5%

2. 受入物品等の評価額(件数)の合計

小学校分	約3,231万円	(件数 899件)
中学校分	約1,567万円	(件数 120件)
義務教育学校分	約4万円	(件数 4件)
合計	約4,802万円	(件数 1,023件)

【受入物品等の評価額（件数）の内訳】

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	合計
学校数	24 校	29 校	32 校	28 校	33 校	18 校	49 校
件数	133 件	172 件	260 件	205 件	191 件	62 件	1,023 件
評価額 (単位：円)	7,002,739	7,423,296	11,433,020	8,397,556	10,081,741	3,672,383	48,010,735

※令和 6 (2024) 年度分については、適正な事務の確保に係る通知の発出日 (R6.9.4) の前日分までが本調査の対象。

※学校数の合計は、全期間における該当校の実数。

◆調査結果を踏まえた今後の対応等

今回の調査により、全 76 校中 49 校において、市財産規則に基づく寄附採納手続き（受入の決定）を経ずに、PTA から寄附物品等を受け入れていた事案が多数判明いたしました。

物品等の寄附行為については認められておりますが、学校に対しての寄附申込みの場合は、学校からの副申を経て、教育委員会において受入の決定を行うものであり、今回の案件は、所定の申込書受領や副申がなされず、正しい寄附採納の手続きを経ずに、物品等を受領していたものであります。

今回の調査結果を重く受け止め、改めて寄附採納手続きの順守及び財産の適正管理等を確保するため、以下のとおり集中的な対策を講じ、学校における寄附採納事務に係る現状の改善を図ってまいります。

《今後の対応》

- ・学校における公費・私費負担区分等の取扱いについての明確化等を目的として、(仮称)「学校徴収金取扱いに関するガイドライン」を策定。
- ・4 月開催予定の「令和 7 年度第 1 回学校長会議」及び「令和 7 年度学校事務説明会」において、全校長と学校事務職員を対象に、上記ガイドラインを活用し、学校運営経費に係る公費負担の原則、寄附採納手続き及び備品管理等について周知徹底を図り、適正な事務執行等の確保に努めます。

◎本件に係るお問い合わせ、照会等につきましては、

本資料前頁上段に記載の「教育総務部 総務課」までお願いいたします。

PTA費による購入物品の管理について

1. PTA購入物品の使用目的と管理の原則

(1)PTA活動での使用を目的に購入された物品
⇒ 物品の所有者であるPTAが管理

(2)学校運営や教育課程上での使用を目的に購入された物品
⇒ 寄附の申込・承認を経て、学校が管理
市財産規則に基く寄附採納手続きが必要

※公費負担の原則：学校教育法第5条
地方財政法第4条の5 等

2. 上記原則に係る現状と課題

◆過去5年間、PTAからの寄附事例なし
市財産規則に基く寄附採納手続きについて、
事務遺漏の可能性有り
⇒ 財産の適正管理と寄附採納手続きの遵守、
徹底のための対策が必要

対
策

3. 対策

(1) 9月4日に備品の適正な管理等の徹底のため、学校長あてに通知を发出

「内容」

- ・4月開催の学校事務説明会時と同様の適正な備品管理の徹底
- ・PTA等備品の台帳等の整理
- ・寄附採納手続きの遵守

(2) 全学校長を対象とした説明会の実施

⇒11月7日開催の学校長会議において、公費負担の原則や、備品管理・寄附採納手続き等について説明を予定

(3) 教育委員会による学校訪問等の機会を捉え、物品の適正管理と寄附採納手続きの徹底を図る

(4) 寄附申込の遺漏案件がある場合は、速やかに、教育委員会において寄附採納手続きを執る